

ガスプランの供給条件における重要事項 <(株)ファミリーネット・ジャパン取次用>

下記の事項を十分にお読みください。

この重要事項に関する説明書は、ガス事業法にもとづき、お客さまと当社との間のガス需給契約（以下「本契約」といいます。）を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。必ず事前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

■本紙が対象とするガスプラン（以下「対象ガスプラン」といいます。）および電力プラン（以下「対象電力プラン」といいます。）

提供エリア	対象ガスプラン	対象電力プラン
東京ガスネットワーク供給エリア	ライトガスプラン	「ライトでんき」名称のプラン
大阪ガスネットワーク供給エリア	ライトガスFKプラン	該当なし

1. ガスの供給主体

当社は、ガス小売事業者である株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下「FNJ」といいます。）との取次委託契約にもとづき、ガスを販売します。当社は、取次事業者としてお客さまと本契約を締結しますが、実際のガスの供給はFNJにより行われます。

2. お申込方法

WEBページ等、当社所定の様式によって申込みを受け付けます。

3. 契約の成立、契約期間・更新、解約要件、需給開始予定日

- 本契約は、お客さまからのお申込みを、当社が承諾したときに成立いたします。ただし、本契約にもとづきFNJがお客さまにガスの供給を行うために必要となる、当該一般ガス導管事業者（お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者をいい、以下同様とします。）との託送供給契約（以下「本託送供給契約」といいます。）が締結されたこと、その他本契約にもとづくFNJによるガスの供給ができないことにつきやむをえない理由がないことを停止条件とします。この停止条件が成就しないことが明らかとなった場合には、当社はお客さまにその理由をお知らせいたします。
- お客さまは、本契約のお申込みをキャンセルする場合には、需給開始日の4営業日前までに当社に対してお申し出いただくものとします。
- 契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日が属する月を1ヵ月目として3年間といたします。
- 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、本契約は、契約期間満了後も同一条件で3年間継続されるものとし、以後同様といたします。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社ウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- 契約・解約時のご注意事項
 - 本契約の解約をご希望されるお客さまは、解約希望日の7営業日前までに当社に対してお申し出いただくものとします。
 - 本契約を需給開始日から1年未満に解約された場合、同一需要場所において再度本契約のお申し込みをいただいても、解約日から1年未満の場合は、これを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、この限りではありません。
 - 本契約の需給開始日から1年未満に他の料金プランへの変更のお申し込みがなされた場合、当社はそのお申し込みを承諾できないことがあります。
- 需給開始予定日
 - 申込確認書」に記載の「供給開始予定日」が、需給開始予定日となります。
 - 新たにガス供給を受ける場合
 - 別途当社とお客さまとの間で協議して定めた日とします。ただし、お申込み以前からガスを使用されている場合は、遡って実際の使用開始日が需給開始日となります。
 - 他社からの切替えの場合
 - 原則として、当該一般ガス導管事業者に対する本託送供給契約の申込が完了した日以降最初に到来する検針日となります。ただし、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次々回の検針日となる場合もあります。

4. ガス料金

ガス料金は、お客さまに適用されるプランに応じて、各料金表記載の基本料金と、ガスのご使用量に従量料金単価を乗じた額の従量料金の総額を計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算または減算します。また、割引制度が適用されるお客さまについては、(2)のとおりとします。

- 対象ガスプラン料金表（消費税等相当額込）

ガス料金表	1ヵ月のガスご使用量	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎡）
A表	0㎡から20㎡まで	721円05銭	145円31銭
B表	20㎡をこえ80㎡まで	1,003円20銭	130円46銭
C表	80㎡をこえ200㎡まで	1,170円40銭	128円26銭
D表	200㎡をこえ500㎡まで	1,797円40銭	124円96銭
E表	500㎡をこえ800㎡まで	5,977円40銭	116円16銭
F表	800㎡をこえる場合	11,829円40銭	108円46銭

- ライトガスFKプラン
 - 「算出基本料金表」記載の基本料金および従量料金の合計から3%割引した金額といたします。「算出基本料金表」は大阪ガス一般料金 料金表と同一とし当該大阪ガスの一般料金が変わった場合は、変更後の料金が適用されるものといたします。

ガス料金表		算出基本料金表		割引率
区分	1ヵ月のガスご使用量	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎡）	
A表	0㎡から20㎡まで	759円00銭	174円81銭	総額から 3%割引
B表	20㎡をこえ50㎡まで	1,364円81銭	144円52銭	
C表	50㎡をこえ100㎡まで	1,635円74銭	139円10銭	
D表	100㎡をこえ200㎡まで	2,074円72銭	134円71銭	
E表	200㎡をこえ350㎡まで	3,506円75銭	127円55銭	
F表	350㎡をこえ500㎡まで	3,834円72銭	126円62銭	
G表	500㎡をこえ1000㎡まで	6,981円94銭	120円32銭	
H表	1000㎡をこえる場合	7,307円87銭	120円00銭	

- 割引制度

- 電気セット割
 - 適用条件：お客さまが次のいずれにも該当する場合に電気セット割を適用します。
 - 当社が取扱う対象電力プランを利用中であり、かつその旨お客さまから当社に対して申告があること。なお、対象電力プランの電力需給契約が終了した場合は、事由の如何を問わず、電気セット割の適用対象外となります。
 - 対象電力プランの電力需給契約の契約者名義、契約書住所が本契約の契約者情報と同一であること。
 - 割引内容：割引適用後の基本料金および従量料金単価を、（イ）表に定めるとおりといたします。

- 電気セット割適用後料金表（消費税等相当額込）

ガス料金表	1ヵ月のガスご使用量	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/㎡）
A表	0㎡から20㎡まで	645円15銭	145円31銭
B表	20㎡をこえ80㎡まで	897円60銭	130円46銭
C表	80㎡をこえ200㎡まで	1,047円20銭	128円26銭
D表	200㎡をこえ500㎡まで	1,608円20銭	124円96銭
E表	500㎡をこえ800㎡まで	5,348円20銭	116円16銭
F表	800㎡をこえる場合	10,584円20銭	108円46銭

- 事務手数料
 - 初回事務手数料
 - 初回事務手数料として、3,850円(税込)を申し受けます。
 - 解約事務手数料
 - 更新月(需給開始月(需給契約が更新された場合には、更新された月)から起算して36ヵ月目とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、解約事務手数料として3,850円（税込）をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。
 - 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合
 - その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

5. 請求金額の計算方法等

- 請求金額等のご案内
 - 月々の料金、ガスご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、当社Webサービス等にてお知らせいたします。ただし、Webサービス等の準備が整うまでの間は、書面にてお知らせいたします。
- ガス料金の算定期間、ガス使用量の計量方法等
 - ガス料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送供給約款により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始、終了、停止、再開または中止等をした場合は、基本料金を使用日数に応じて日割計算いたします。
 - ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合、当社は、お客さまと当社との協議を踏まえ、FNJおよび本卸供給事業者（本託送供給契約の主体となる事業者であって、FNJへ卸供給を行う事業者をいい、以下同様とします。）を通じた当該一般ガス導管事業者との協議によって定めます。
- ガス料金の支払義務および支払期日
 - お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をFNJおよび本卸供給事業者を通じて当社が受領し、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生します。お客様の料金は、検針・計量日の属する月の末日で締め、翌月末日（末日が金融機関の営業日でない場合には、翌営業日といたします。）までに支払っていただきます。
- ガス料金の支払方法等
 - ガス料金は原則として口座振替またはクレジットカード払いによってお支払いいただきます。ただし、これらの手続きが完了するまでの間は、当社が指定する金融機関の口座に払込む方法によってお支払いいただきます。
 - 支払期日を経過してもなおガス料金やお客さまが負担する工事費負担金その他の本託送供給契約にもとづき発生する金銭（以下「ガス料金等」といいます。）が支払われない場合は、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、ガス料金を口座振替により支払われる場合で当社都合によりガス料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、またはガス料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
 - 延滞利息は、その算定の対象となるガス料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間について、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

- 各種手数料
 - 当社はお客さまの申出があった場合は、お客さまに係る利用明細書を発行し、その手数料として、1供給地点ごとに330円（消費税等相当額込）/月を申し受けます。ガス料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合その他特別の事情がある場合、および支払方法に関する手続きが完了するまでの間は、当社が指定した金融機関等を通じて、当社が指定した様式の払込票により支払っていただきます。なお、この場合には、払込票の発行手数料として、1払込票ごとに330円（消費税等相当額込）/月を申し受けます。

6. 当社からの供給の停止・契約の解除

- お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社は、FNJを通じてお客さまに対するガスの供給を停止し、または本契約を解除することがあります。この場合、当社は、供給停止または解除を予告する日と供給停止日または解除日との間に15日間程度および5日間程度の日数をおいて、予告いたします。
 - 支払期日を経過してなお、ガス料金（他のガス需給契約（すでに消滅しているものを含みます。）を含みます。）を支払わない場合
 - 本契約によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息、その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 - 振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - 破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら行なった場合
 - 強制執行または担保権の実行としての競売の申し立てを受けた場合
 - 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 当社が定めるガス需給約款その他本契約に違反した場合（料金表に定める適用対象とならなくなった場合を含みます。）
- (1)により、当社が本契約を解除する場合当社およびFNJは、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等を行います。）を行います。

7. 取次委託契約終了時の措置

当社とFNJとの取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、当社との本契約にもとづくガスの供給の主体はFNJまたはFNJが指定するガス小売事業者等となります。なお、変更後の供給条件は変更前のものと同等といたします。

8. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

FNJは類別13Aのガスを供給しますので、13Aとされているガス機器が適合いたします。

- 熱量
 - 最低熱量：44メガジュール
標準熱量：45メガジュール
- 圧力
 - 最高圧力：2.5キロパスカル
最低圧力：1.0キロパスカル
- 燃焼性
 - 供給ガスの属するガスグループ：13A
最高燃焼速度：47
最低燃焼速度：35
最高ウォッペ指数：57.8
最低ウォッペ指数：52.7

9. 本契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が本契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

10. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、または当社もしくはFNJが必要と認める業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- 当該一般ガス導管事業者の供給施設の検査および消費機器の調査のための業務
- 当該一般ガス導管事業者の供給施設の設計、工事または維持管理に関する業務
- 本契約の廃止により、ガスの供給を終了させるために必要な業務
- ガスの供給または使用の制限、中止もしくは停止または再開のための業務
- 検針、ガスメーター等の取替えの業務
- その他保安上必要な業務

1 1. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1)お客さまは、ガス漏れを感じたときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (2)当社もしくはFNNJまたは当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社もしくはFNNJまたは当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3)お客さまは、13（供給施設等の保安責任）(3)および14（周知および調査）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4)当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5)お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。この場合、お客さまは、当社に申し出ていただき、当社はFNNJおよび本卸供給事業者を通じて当該一般ガス導管事業者の承諾を得るものとします。
- (6)お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7)当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

1 2. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1)当社または当該一般ガス導管事業者（当社にあっては、FNNJおよび本卸供給事業者を通じた当該一般送配電事業者からの依頼があった場合に限ります。）は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。なお、当社が行うガスの供給の制限、停止または中止は、FNNJを通じて行うものとします。
 - (ア)災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - (イ)ガス工作物に故障が生じた場合またはそのおそれがあると認めた場合
 - (ウ)ガス工作物（ガスメーター等を含みます。）の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
 - (エ)法令の規定による場合
 - (オ)ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - (カ)ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - (キ)保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
 - (ク)10（需要場所への立入りによる業務の実施）に定める業務を実施するための需要場所への立入りをお客さまが正当な理由なく拒む場合
 - (ケ)お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷したまたは失わせた場合
 - (コ)その他当該一般ガス導管事業者のガス導管事業の適確な遂行に影響を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
 - (サ)その他当該一般ガス導管事業者が定める託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当該一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
- (2)お客さまが(1)に関する問い合わせ等を行う場合、当社に行うものとします。

1 3. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1)内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
 - なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害をうけられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て、検査します。
 - なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

1 4. 周知および調査

- (1)当社およびFNNJは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2)当社およびFNNJは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合、当社およびFNNJは、お客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
 - 当社およびFNNJは、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

1 5. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1)お客さまは、14（周知および調査）(1)により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2)お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社およびFNNJの承諾をえていただきます。
- (3)お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用をお客さまに負担していただきます。
- (4)お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、ガス需給約款に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。詳細は、ガス需給約款39（お客さまの責任）二をご参照ください。
- (5)お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - (ア)お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - (イ)仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - (ウ)改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

1 6. 供給施設等の検査

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1)お客さまは、当該一般ガス導管事業者にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、お客さまは、当社に申し出ていただき、当社はFNNJおよび本卸供給事業者を通じて、当該一般ガス導管事業者に検査の請求をするものとし、検査料はお客さまの負担といたします。
 - ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2)お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。
- (3)お客さまは、(1)および(2)に規定する検査を行う場合は、自ら立ち合い、または代理人を立ち合わせるができます。

1 7. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を本卸供給事業者を通じて当社およびFNNJに提供することについて、承諾するものといたします。

1 8. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、当該一般ガス導管事業者が託送供給約款に定めるところによるものといたします。

1 9. 工事費負担金等相当額の申し受け等

当社は、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給にかかわる工事にかかわる工事費負担金その他の本託送供給契約にもとづき発生する金銭の支払いに関する請求をFNNJおよび本卸供給事業者を通じて受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前にお客さまから申し受けます。この場合、お客さまは、当社が定める期日までに当社が指定する方法によりお支払いいただきます。

2 0. 信用調査の共有

当社は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない等の場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者等へ提供する場合があります。

2 1. その他

- (1)上記に記載のない事項の取り扱いは、当社が定めるガス需給約款および料金表によります。
- (2)本契約を締結される場合、お申し込み前にご利用されていたガス小売事業者等（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結されたガス需給契約が解除され、その内容に、違約金等の解約に関わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、上記違約金等を請求される場合があります。旧事業者との取り引きまたはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等については、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。詳細については、旧事業者にご確認ください。
- (3)本契約の変更等
 - (ア)当社がガス需給約款を変更する場合、あらかじめ変更後のガス需給約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款によります。ただし、当社によるガス料金単価の変更は、ガス需給約款に定めるところによります。
 - (イ)ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件を変更しようとし、または変更した場合、（ウ）に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - (ウ)ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。
- (4)契約締結後書面の交付について
 - 本契約が成立した場合、ガス需給約款等本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2 2. 各種手続き、お問い合わせ

本契約内容の変更・解約、お問い合わせは、各種手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にもない本契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申し込みが必要となるためお早めにお申し込みください。

<各種お手続きお問い合わせ先> ●取次事業者(当社) 〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目4-10 光ウエストゲートビル 株式会社ハルエネ 代表取締役 山口亜里 電話番号:0570-001-296 〔受付時間:(平日・土)10:00～18:00／(日・祝)定休日〕 (携帯電話、PHSからもご利用いただけます。) メールアドレス:haluene_support@haluene.co.jp	<ガス小売事業者の表示> 〒105-6229 東京都港区愛宕2-5-1 株式会社ファミリーネット・ジャパン(登録番号:A0058) 代表取締役 浜西 豊 電話番号:0120-554-841 〔受付時間:(平日)9:00～17:00〕 (携帯電話、PHSからもご利用いただけます。)
---	---

個人情報の取り扱いについて

本申込用紙にご記入されたお客様の個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報（供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報）等〕は、当社およびガス小売事業者・一般ガス導管事業者による託送供給契約の締結・変更または解約、ガス小売供給契約の廃止取次、及び供給者切替えに伴う消費機器等の保安に関する情報の提供、供給地点に関する情報の確認、ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。

また、当社および当社グループ会社(当社の親会社、当該親会社の連結子会社、持分法適用会社、関係会社、関連会社を含みます。)、その他協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理のもと利用すること、および当該利用のために提供することがあります。開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとし、また、第三者への開示・提供に関して、お客様の申し出がある場合、第三者への開示・提供を停止させていただきます。なお、開示・提供方法は、ASPサービスを利用した提供、電子メールによる提供およびクラウドサービスを利用した提供とします。

クーリング・オフに関するお知らせ（法人のお客様および個人のお客様のうち営業のためにもしくは営業としてお申し込みいただいたお客様は除きます。）

- 1.お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、申込書を当社受付窓口に送付いただいた日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客様が書面または電磁的記録（電子メール等）を発信した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。
- 2.この場合、
 - ① お客様は損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ② すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
 - ③ お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④ お客様にはガスを使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
- 3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。
- 4.クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送（簡易書留が確実です。）いただくか、本書面に記載のお問い合わせ窓口Eメールアドレスへ通知してください。Eメールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は本書お問い合わせ窓口までご連絡ください。

名称:株式会社ハルエネ 受付窓口 住所:〒171-0022 東京都豊島区南池袋2-49-7 池袋パークビル3F